

建企第 1536 号  
平成 26 年 9 月 22 日

大阪府景観審議会会长様

大阪府知事



大阪府景観形成基本方針のあり方について（諮問）

大阪府附属機関条例及び大阪府景観条例の規定により、  
大阪府景観形成基本方針のあり方について、諮問します。

## 大阪府景観形成基本方針のあり方について（諮問）

### 【諮問主旨】

大阪府では、平成 10 年に景観条例を制定し、これに基づき府域全体の方針を示した「大阪府景観形成基本方針(以下「基本方針」という。)」の策定等により、景観形成に取組んできています。

基本方針は、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項等について定めたもので、現在の基本方針は、独自条例による取組みから景観法を活用する取組みへと移行した平成 20 年に改訂したものです。

大阪府は、基本方針に掲げるとおり「美しい世界都市大阪の実現」を目指していますが、目標実現のためには現実に則した方針のもとこれに沿って取組むことが肝要であることから、一定期間の経過を踏まえた取組状況の検証と、そこから明らかになる課題への速やかな対応が求められます。

前回の改訂から 5 年の経過の間、大阪府では、府下市町村の半数近くが独自に景観行政団体化してきましたが、反面、景観行政団体化していない市町村のあり方や、広域行政体大阪府の関与のあり方のほか、景観形成の実現促進策など、あらためて整理すべき課題が生じています。また、観光の多様化などから、都市魅力の一つである夜間景観のあり方など、現在の基本方針には無い新たな観点からのアプローチの必要性も感じています。

こうした背景を踏まえ、一層の景観形成促進のため、基本方針のあり方について貴審議会の意見を求めるものです。